

大阪市規則第134号

大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大阪市印鑑条例施行規則（昭和49年大阪市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（登録申請の確認）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定する確認は、<u>第2号様式</u>による照会書を申請者に送付し、<u>同様式</u>による回答書・受領書（以下「回答書・受領書」という。）を持参させるとともに、申請者に係る本人確認書類（個人番号カード（条例第6条第2項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、運転免許証その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。）を提示させることによつて行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>申請者</u>が自ら回答書・受領書を持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人によりこれを行うことができる。この場合において、代理人は、申請者及び代理人に係る本人確認書類を提示しなければならない。</p>	<p>（登録申請の確認）</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>2 前項に規定する確認は、<u>第2号様式</u>又は<u>第2号様式の2</u>による照会書を申請者に送付し、<u>これらの様式</u>による回答書・受領書（以下「回答書・受領書」という。）を持参させるとともに、申請者に係る本人確認書類（個人番号カード（条例第6条第1項第2号に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、運転免許証その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。）を提示させることによつて行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>申請者（第2号様式による照会書の送付を受けた者に限る。）</u>が自ら回答書・受領書を持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人によりこれを行うことができる。この場合において、代理人は、申請者及び代理人に係る本人確認書類を提示しなければならない。</p>

[4・5 略]	[4・5 同左]
(印鑑登録原票)	(印鑑登録原票)
第5条 [略]	第5条 [同左]
[2 略]	[2 同左]
3 区長は、条例第5条の規定により印鑑を印鑑登録原票に登録したときは、住民基本台帳に登録番号を記録し、条例 <u>第12条</u> の規定により登録を消除したときは、その旨を記録するものとする。	3 区長は、条例第5条の規定により印鑑を印鑑登録原票に登録したときは、住民基本台帳に登録番号を記録し、条例 <u>第13条</u> の規定により登録を消除したときは、その旨を記録するものとする。
(印鑑登録原票の改製)	(印鑑登録原票の改製)
第5条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑登録を受けている者に対しその旨を通知し、登録印鑑及び印鑑登録証（条例第6条第1項の印鑑登録証をいう。以下同じ。）又は個人番号カードの提示を求め、印鑑登録原票の改製を行うことができる。	第5条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑登録を受けている者に対しその旨を通知し、登録印鑑及び印鑑登録証等（条例第7条に規定する印鑑登録証等をいう。以下同じ。）又は個人番号カードの提示を求め、印鑑登録原票の改製を行うことができる。
[(1)~(3) 略]	[(1)~(3) 同左]
(印鑑登録証)	(印鑑登録証)
第6条 印鑑登録証の様式は、第4号様式又は第4号様式の2によるものとする。	第6条 条例第6条第1項本文に規定する印鑑登録証（以下「印鑑登録証」という。）（大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号。以下「住民基本台帳カード利用条例」という。）第2条第4号に掲げる目的のために住民基本台帳カードを利用して交付されたものを除く。）の様式は、第4号様式又は第4号様式の2によるものとする。
(印鑑登録証の交付)	(印鑑登録証の交付)
第7条 区長は、条例 <u>第6条第3項</u> の規定による印鑑登録証の交付については、印鑑登	第7条 区長は、条例 <u>第6条第1項第2号</u> に掲げる場合における同項本文の規定による

録原票により登録の事実を確認した上で行うものとする。

[2 略]

(印鑑登録証の再交付)

第8条 [削る]

[①] 条例第8条の規定による印鑑登録証の再交付の申請は、第5号様式による印鑑登録証再交付申請書によつて行わなければならぬ。

[削る]

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、印鑑登録原票により登録の事実を確認した上、印鑑登録証を再交付するもの

印鑑登録証の交付又は同条第3項の規定による印鑑登録証の交付については、印鑑登録原票により登録の事実を確認した上で行うものとする。

[2 同左]

(印鑑登録証の再交付)

第8条 [①] 条例第9条の市規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 第4号様式又は第4号様式の2による印鑑登録証の交付を受けている者が住民基本台帳カード利用条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録を受ける場合
- (2) 住民基本台帳カード利用条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録を受けている者が当該利用登録の消除をされる場合

2 条例第9条の規定による印鑑登録証の再交付の申請は、第5号様式による印鑑登録証再交付申請書によつて行わなければならぬ。

3 前項の規定にかかわらず、第1項各号のいずれかに該当する場合における条例第9条の規定による印鑑登録証の再交付の申請は、大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則(平成26年大阪市規則第211号)第4条第1項又は第7条の所定の申請書に印鑑登録証の再交付を申請する旨を記載することにより行うことができる。

4 区長は、前2項の規定による申請があつたときは、印鑑登録原票により登録の事実を確認した上、印鑑登録証を再交付するもの

<p>とする。</p>	<p>(印章等の亡失の届出)</p>	<p>第9条 条例<u>第9条</u>の規定による印章又は印鑑登録証の亡失の届出は、第5号様式による印章・印鑑登録証亡失届によつて行わなければならぬ。</p>	<p>(登録廃止の申請)</p>	<p>第10条 条例<u>第11条</u>の規定による登録廃止の申請は、第5号様式による印鑑登録廃止申請書によつて行わなければならぬ。</p>	<p>(消除した印鑑登録原票の処理)</p>	<p>第11条 区長は、条例<u>第12条</u>の規定により印鑑の登録を消除したとき（条例第7条前段の場合において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による届出に係る転出を理由として印鑑の登録を消除されたときを除く。）は、印影以外の登録事項を登録する印鑑登録原票については消除した年月日及び消除した事由を記録し、印影を登録する印鑑登録原票については消除年月日順に整理し、それぞれ5年間保存するものとする。</p>	<p>2 区長は、条例<u>第12条</u>の規定により印鑑の登録を消除したとき（条例第7条前段の場合において住民基本台帳法第24条の規定による届出に係る転出を理由として印鑑の登録を消除されたときに限る。）は、印影以外の登録事項を登録する印鑑登録原票に消除した年月日及び消除した事由を記録し、5年間保存するものとする。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p>
<p>のとする。</p>	<p>(印章等の亡失の届出)</p>	<p>第9条 条例<u>第10条</u>の規定による印章又は印鑑登録証等の亡失の届出は、第5号様式による印章・印鑑登録証等亡失届によつて行わなければならぬ。</p>	<p>(登録廃止の申請)</p>	<p>第10条 条例<u>第12条</u>の規定による登録廃止の申請は、第5号様式による印鑑登録廃止申請書によつて行わなければならぬ。</p>	<p>(消除した印鑑登録原票の処理)</p>	<p>第11条 区長は、条例<u>第13条</u>の規定により印鑑の登録を消除したとき（条例第7条前段の場合において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による届出に係る転出を理由として印鑑の登録を消除されたときを除く。）は、印影以外の登録事項を登録する印鑑登録原票については消除した年月日及び消除した事由を記録し、印影を登録する印鑑登録原票については消除年月日順に整理し、それぞれ5年間保存するものとする。</p>	<p>2 区長は、条例<u>第13条</u>の規定により印鑑の登録を消除したとき（条例第7条前段の場合において住民基本台帳法第24条の規定による届出に係る転出を理由として印鑑の登録を消除されたときに限る。）は、印影以外の登録事項を登録する印鑑登録原票に消除した年月日及び消除した事由を記録し、5年間保存するものとする。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p>

第12条 条例第13条の規定による印鑑登録証明の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によつて行わなければならぬ。ただし、民間通信端末機器（同条第2項に規定する民間通信端末機器をいう。以下同じ。）を使用して印鑑登録証明を申請する場合は、この限りでない。

[(1)～(3) 略]

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、当該書面及び印鑑登録証又は個人番号カードの記載事項又は記録事項と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、相違がないことを確認した上、印鑑登録証明書を交付するものとする。

(代理申請の例外)

第14条 条例第16条第1項の市規則で定める申請は、個人番号カードを提示して行う条例第13条の規定による印鑑登録証明の申請とする。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

第12条 条例第14条の規定による印鑑登録証明の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によつて行わなければならぬ。ただし、民間通信端末機器（条例第6条第1項ただし書に規定する民間通信端末機器をいう。以下同じ。）を使用して印鑑登録証明を申請する場合は、この限りでない。

[(1)～(3) 同左]

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、当該書面及び印鑑登録証等又は個人番号カードの記載事項又は記録事項と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、相違がないことを確認した上、印鑑登録証明書を交付するものとする。

(代理申請等)

第14条 条例第17条第1項の市規則で定める申請は、次に掲げる申請とする。

(1) 住民基本台帳カード利用条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録を受けている者が行う条例第9条の規定による印鑑登録証の再交付の申請

(2) 住民基本台帳カード利用条例第2条第4号又は第5号に掲げる目的に係る利用登録を受けている者が行う条例第14条の規定による印鑑登録証明の申請

(3) 個人番号カードを提示して行う条例第14条の規定による印鑑登録証明の申請

2 条例第17条第3項の市規則で定めるときは、住民基本台帳カード利用条例第2条第

<p>(手数料の免除)</p> <p>第15条 次に掲げる印鑑登録証明書の交付については、<u>条例第17条第2項</u>の規定により、手数料を免除する。ただし、民間通信端末機器を使用して申請された印鑑登録証明書の交付をする場合は、この限りでない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>〔削る〕</p> <p>第5号様式（第7条、第8条、第9条、第10条関係）</p> <p>〔様式 別紙3 挿入〕</p>	<p>4号又は第5号に掲げる目的に係る利用登録を受けた者が印鑑の登録を廃止しようとするときとする。</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第15条 次に掲げる印鑑登録証明書の交付については、<u>条例第18条第2項</u>の規定により、手数料を免除する。ただし、民間通信端末機器を使用して申請された印鑑登録証明書の交付をする場合は、この限りでない。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p><u>第2号様式の2</u>（第4条関係）</p> <p>〔様式 別紙1 挿入〕</p> <p>第5号様式（第7条、第8条、第9条、第10条関係）</p> <p>〔様式 別紙2 挿入〕</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。

第2条 大阪市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定する確認は、第2号様式による照会書を申請者に送付し、同様式による回答書（以下「回答書」という。）を持参させるとともに、申請者に係る本人確認書類（個人番号カード（条例第6条第2項に規</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>2 前項に規定する確認は、第2号様式による照会書を申請者に送付し、同様式による回答書・受領書（以下「回答書・受領書」という。）を持参させるとともに、申請者に係る本人確認書類（個人番号カード（条例</p>

定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、運転免許証その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。)を提示させることによつて行う。

3 前項の規定にかかわらず、申請者が自ら回答書を持参することができないときは、代理人によりこれを行うことができる。この場合において、代理人は、第2号様式による委任状を提出するとともに、申請者及び代理人に係る本人確認書類を提示しなければならない。

[4・5 略]

(住民基本台帳への記録)

第5条 区長は、条例第5条の規定により印鑑を印鑑登録原票に登録したときは登録番号を、条例第12条の規定により登録を消除したときはその旨を、それぞれ住民基本台帳に記録するものとする。

[削る]

第6条第2項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、運転免許証その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。)を提示させることによつて行う。

3 前項の規定にかかわらず、申請者が自ら回答書・受領書を持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人によりこれを行うことができる。この場合において、代理人は、申請者及び代理人に係る本人確認書類を提示しなければならない。

[4・5 同左]

(印鑑登録原票)

第5条 条例第5条に規定する印鑑登録原票のうち印影を登録するものの様式は、第3号様式によるものとする。

2 印影を登録する印鑑登録原票は、登録番号順に整理し、保管する。

3 区長は、条例第5条の規定により印鑑を印鑑登録原票に登録したときは、住民基本台帳に登録番号を記録し、条例第12条の規定により登録を消除したときは、その旨を記録するものとする。

(印鑑登録原票の改製)

第5条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑登録を受けている者に対しその旨を通知し、登録印鑑及び印鑑登録証（条例第6条第1項の印鑑登録証をいう。以下同じ。）又は個人番号カードの提示を求め、印鑑登録原票の改製を行うことができる。

<p>(印鑑登録証)</p> <p>第6条 <u>印鑑登録証（条例第6条第1項の印鑑登録証をいう。以下同じ。）</u>の様式は、<u>第3号様式</u>又は<u>第4号様式</u>によるものとする。</p> <p>(消除した印鑑登録原票の処理)</p> <p>第11条 区長は、条例第12条の規定により印鑑の登録を消除したときは、当該登録に係る印鑑登録原票に消除した年月日及び消除した事由を記録し、当該印鑑登録原票を5年間保存するものとする。</p> <p>[削る]</p> <p>(印鑑の登録又は証明に関する書類の持出し)</p>	<p>(1) 印鑑登録原票が汚損し、又は毀損したとき</p> <p>(2) 印鑑登録原票の印影が不鮮明になったとき</p> <p>(3) その他区長が必要と認めるとき</p> <p>(印鑑登録証)</p> <p>第6条 <u>印鑑登録証の様式は、第4号様式又は第4号様式の2によるものとする。</u></p> <p>(消除した印鑑登録原票の処理)</p> <p>第11条 区長は、条例第12条の規定により印鑑の登録を消除したとき（条例第7条前段の場合において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による届出に係る転出を理由として印鑑の登録を消除されたときを除く。）は、印影以外の登録事項を登録する印鑑登録原票については消除した年月日及び消除した事由を記録し、印影を登録する印鑑登録原票については消除年月日順に整理し、それぞれ5年間保存するものとする。</p> <p>2 区長は、条例第12条の規定により印鑑の登録を消除したとき（条例第7条前段の場合において住民基本台帳法第24条の規定による届出に係る転出を理由として印鑑の登録を消除されたときに限る。）は、印影以外の登録事項を登録する印鑑登録原票に消除した年月日及び消除した事由を記録し、5年間保存するものとする。</p> <p>(印鑑登録原票等の持出し禁止)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

禁止)	
第16条 <u>印鑑の登録又は証明に関する書類</u> は、事変を避けるためでなければ事務所の 外に持ち出すことができない。	第16条 <u>印鑑登録原票及び関係書類</u> は、事変 を避けるためでなければ事務所の外に持ち 出すことができない。
<u>第1号様式</u> (第3条関係) [様式 別紙5 挿入]	<u>第1号様式</u> (第3条関係) [様式 別紙4 挿入]
<u>第2号様式</u> (第4条関係) [様式 別紙7 挿入] [削る]	<u>第2号様式</u> (第4条関係) [様式 別紙6 挿入]
<u>第3号様式</u> (第6条関係) [様式 略]	<u>第3号様式</u> (第5条関係) [様式 別紙8 挿入]
<u>第4号様式</u> (第6条関係) [様式 略]	<u>第4号様式</u> (第6条関係) [様式 同左]
<u>第6号様式</u> (第13条関係) [様式 別紙10 挿入]	<u>第6号様式</u> (第13条関係) [様式 別紙9 挿入]
<u>第7号様式</u> (第13条関係) [様式 別紙12 挿入]	<u>第7号様式</u> (第13条関係) [様式 別紙11 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記 部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月29日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定
は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の大阪市印鑑条例施行規則第5号様
式による用紙は、同条の規定による改正後の大阪市印鑑条例施行規則の規定にかかわらず、当分
の間なおこれを使用することができる。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に行われた大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市
条例第82号）第3条の規定による申請に係る第2条の規定による改正後の大阪市印鑑条例施行規
則第4条第1項に規定する確認については、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従
前の例による。

[第2号様式の2 別紙1]

照会書・回答書・受領書

(A4)

照 会 書

年 月 日

大阪市 区

様

大阪市 区長

あなたの印鑑登録申請を受け付けました。

あなたの申請に相違なければ、 年 月 日までに次の回答書・受領書を登録の申請を行った区役所又は区役所出張所に持参するとともに、あなたの住民基本台帳カードを提出してください。

回答書・受領書と引き換えに「印鑑登録証」をお渡しします。なお、郵便等により送付された回答書・受領書は受け付けません。また、代理人による回答及び印鑑登録証の受領はできません。

上記期日までに回答書・受領書の提出がないときは、印鑑登録申請がなかったものとして処理しますのでご注意ください。

回答書・受領書

年 月 日

大阪市 区長 様

照会のあった印鑑登録申請については、私の行為に相違ありません。

印鑑登録証を受領しました。

申請者・受領者

住 所 大阪市 区

氏 名

登録申請印

注 1 代理人による回答及び印鑑登録証の受領はできません。

2 印鑑登録証の受領の際に、数字4桁からなる暗証番号を設定していただく必要があります。

回答期限

年 月 日 整理番号

[第5号様式 別紙2]

印鑑登録証交付申請書 印鑑登録証再交付申請書 印章・印鑑登録証等失失届 印鑑登録廃止申請書

<input type="checkbox"/> 印鑑登録証交付申請書	<input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止申請書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 40px; vertical-align: top;"> <div style="margin-bottom: 10px;">登録番号</div> <div>No.</div> </div>	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証再交付申請書			
<input type="checkbox"/> 印章・印鑑登録証等失失届			
大阪市 区長様 年 月 日			
登 録 者	住所 大阪市 区		
	氏名		
廃止の理由（印章・登録証）			
紛失 <input type="checkbox"/> 燃失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 不用 <input type="checkbox"/> 改印 <input type="checkbox"/> その他（ ）)			
申 請 人	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人		
	住 所		
	氏 名		
1 登録証交付申請をされるときは、個人番号カードを提示してください。 2 登録証再交付及び登録廃止の申請をされるときは、 <u>印鑑登録証等</u> を提出してください。 3 代理人により登録証失失届・登録廃止申請をされるときは、「委任の旨を証する書面」を提出してください。 4 登録者本人自ら申請されるときは、下段住所、氏名の記入は必要ありません。			

[第5号様式 別紙3]

印鑑登録証交付申請書 印鑑登録証再交付申請書 印章・印鑑登録証失届 印鑑登録廃止申請書

- 印鑑登録証交付申請書 印鑑登録廃止申請書
印鑑登録証再交付申請書
印章・印鑑登録証失届

登録番号
No.

大阪市 区長様

年 月 日

登 録 者	住所	大阪市 区	登 録 印 鑑	
	氏名			

廃止の理由（印章・登録証）

紛失 燃失 盗難 不用 改印 その他（ ）

申 請 人	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 代理人	
	住 所		
	氏 名		

- 注 1 登録証交付申請をされるときは、個人番号カードを提示してください。
 2 登録証再交付及び登録廃止の申請をされるときは、印鑑登録証を提出してください。
 3 代理人により登録証失届・登録廃止申請をされるときは、「委任の旨を証する書面」を提出してください。
 4 登録者本人自ら申請されるときは、下段住所、氏名の記入は必要ありません。

[第1号様式 別紙4]

印鑑登録申請書

印鑑登録申請書		登録番号	
大阪市 区長様		年 月 日	
登録印鑑	登録者	住所 大阪市 区	
□		氏名	生年月日
申請人	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 住 所 氏 名		
<p>1 太枠の中だけ記入してください。</p> <p>2 代理人申請のときは、必ず「委任の旨を証する書面」を添えてください。</p> <p>3 15才未満の方及び意思能力を有しない方は、登録できません。</p> <p>4 登録者本人が自ら申請されるときは、下段住所及び氏名の記入は必要ありません。</p>			

[第1号様式 別紙5]

印鑑登録申請書

(A4)

印鑑登録申請書		登録番号	
大阪市 区長様		年 月 日	
申請印影	登 錄 者	住所 大阪市 区	
		氏名	生年月日
申 請 人	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人		
	住 所		
	氏 名		
	連絡先（電話番号） () -		
(本市記入欄)			
以下の部分は、何も記入せずに提出してください。			
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> </div>		<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> </div>	

[第2号様式 別紙6]

照会書・回答書・受領書 (A4)

照 会 書

年 月 日

大阪市 区

様

大阪市 区長

あなたの印鑑登録申請を受け付けました。

あなたの申請に相違なければ、 年 月 日までに次の回答書・受領書を登録の申請を行った区役所又は区役所出張所に持参するとともに、あなたの「本人であることが確認できる書類」（個人番号カード、運転免許証等）を提示してください。

回答書・受領書と引き換えに「印鑑登録証」をお渡しします。なお、郵便等により送付された回答書・受領書は受け付けません。また、代理人により回答されるときは、あなたの登録申請印を押印した「委任の旨を証する書面」を提出するとともに、あなたと代理人の「本人であることが確認できる書類」を提示してください。

上記期日までに回答書・受領書の提出がないときは、印鑑登録申請がなかったものとして処理しますのでご注意ください。

回答書・受領書

年 月 日

大阪市 区長 様

照会のあった印鑑登録申請については、私の行為に相違ありません。

申請者

住 所 大阪市 区

登録申請印

氏 名

印鑑登録証 (No.) を受領しました。

受領者

申請者 住 所

代理人

氏 名

注 代理人が提出されるときは、「委任の旨を証する書面」を添付するとともに、申請者と代理人の「本人であることが確認できる書類」を提示してください。

回答期限 年 月 日 整理番号

[第2号様式 別紙7]

印鑑の登録に関する照会書 (A4)

様	照会番号
	年 月 日
大阪市 区長	印

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

回答書	年 月 日
大阪市 区長 様	
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。	申請した印鑑
住所 _____	
本人署名 _____	
生年月日 _____	

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委任状	年 月 日
代理人住所 _____	
代理人氏名 _____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、 その権限を委任いたします。 本人署名 _____	

[第3号様式 別紙8]

印鑑登録原票

登録番号
印影
印影
備考

[第6号様式 別紙9]

印鑑登録証明書

(A4)

印鑑登録証明書	
印影	住所
	氏名
	旧氏
生年月日	年月日

この印影は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

年月日

大阪市 区長 

[第6号様式 別紙10]

印鑑登録証明書

(A4)

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	＊＊＊	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

大阪市 区長

印

[第7号様式 別紙11]

印鑑登録証明書（外国人住民用）

(A4)

印鑑登録証明書	
印影	住所
	氏名
	通称
生年月日	年月日
氏名のカタカナ表記	
この印影は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。	
年月日	
大阪市 区長 印	

[第7号様式 別紙12]

印鑑登録証明書（外国人住民用）

(A4)

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	通称	
	＊＊＊	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

大阪市 区長

印

備考 住民票に、氏名のカタカナ表記が記載されているときは、「＊＊＊」とあるのは「氏名のカタカナ表記」とする。